

教育学研究科修士課程研究指導に関する施行細則

(趣旨)

第1条 この規程は、文教大学大学院学則（以下「学則」という）第10条の規定に基づき、修士課程における学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）に関し、必要な事項を定める。

(研究指導教員)

第2条 研究指導は、研究科教授会（以下「研究科」という）が研究指導担当教員（以下「指導教員」という）として指名した教員によって行われる。

第3条 指導教員は、学生1名につき1名の指導教員が定められ、研究指導とともに授業科目の履修指導等を行う。ただし、指導教員が必要と認める場合には副指導教員を置くことができる。

2 副指導教員は、学生の研究に対して指導及び助言を行う。

(指導教員の選択)

第4条 学生は、原則として自らの研究計画に基づき、第2条の指導教員の中から指導教員を選択することができる。

2 指導教員の選択については、次のとおりとする。

(1) 研究科は新入生全員を対象として研究指導オリエンテーションを行う。

(2) 学生は、研究について指導教員として選択を希望する教員と個別に相談することができる。

(3) 学生は指定された期日までに、研究計画書及び指導教員選択願を研究科（事務局）に提出する。

(4) 研究科は、研究指導体制を検討の上、速やかに指導教員を決定する。また必要と認められた場合は副指導教員も決定する。この決定結果は速やかに学生に通知する。

(研究指導の方法)

第5条 研究指導は、主指導教員があらかじめ定めた時間に、研究内容や研究経過等に関する学生への個別指導によって行う。

2 修士論文を作成する者は、前年度末までに18単位以上修得していなければならない。

(研究報告)

第6条 研究科は、学生に研究の進捗状況、経過等の報告を求める。

2 報告は、次に掲げる2回の中間報告会をもって行う。

(1) 第1次中間報告会（1年次の秋学期に開くもの）

(2) 第2次中間報告会（2年次の秋学期に開くもの）

(修士論文の提出)

第7条 学則第16条第1項による修士論文の提出は、2年次の1月中旬の指定された日時までに研究科（事務局）に提出するものとし、指定された提出日時を超えた場合には、いかなる理由があろうとも提出を認めない。

2 修士論文の作成様式については、別に定める。

(その他)

第8条 この細則に定めるもののほか、研究指導に関し必要な事項は、指導教員の発議により、研究科が決定する。

(改廃)

第9条 この施行細則の改廃は、教育学研究科教授会の議を経て決定する。

附 則

この施行細則は、平成19年4月1日より施行する。

附 則

この施行細則は、平成26年12月10日より施行する。

附 則

この施行細則は、平成30年6月1日より施行する。